

# 入札説明書

[name\_bu]

北陸地方整備局富山河川国道事務所の令和6年度富山河川国道事務所交通遮断設備設置工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年1月22日

2. 契約担当官等

[name\_of]

分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 富山河川国道事務所長 佐藤 保之  
富山県富山市奥田新町2番1号

3. 工事概要 「工事名」

(1) 工事名 令和6年度富山河川国道事務所交通遮断設備設置工事（電子入札対象案件）

（電子契約対象案件）

(2) 工事場所 富山河川国道事務所管内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 全体工期：契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）まで  
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで)  
(実工事期間：令和7年4月1日（火）（工事の始期）から令和8年2月  
27日（金）まで)

(5) 工事の実施形態

① 本工事は、入札時に工事実績等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型II型）の試行工事である。

② 本工事は、令和6年3月13日付け国土交通省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>

③ 本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式の承諾に関しては、下記6. の担当部局に承諾願を提出するものとする。

(ア) 当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(イ) 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

(ウ) 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

④ 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムにより難く、紙での契約手続を希望するものは、下記 6. の担当部局に紙契約方式承諾願を提出するものとする。

- ⑤ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑥ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るために、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後 14 日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

- ⑦ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより完全週休 2 日（土日）の達成を前提とした工事（発注者指定方式）である。

なお、当初より完全週休 2 日（土日）の達成を前提として各経費の補正を行い予定価格に反映させている。

- ⑧ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るために、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を配置することができる試行工事である。

- ⑨ 本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

- ⑩ 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るために、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記 3.(4) の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

- ⑪ 本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を行う者に「積算に反映させる見積り」（以下「見積り」という。）の提出を求め、予定価格に反映させる「見積り活用型積算方式」の試行工事である。

- ⑫ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『富山市片掛地先』『砺波市金屋地先』『富山河川国道事務所』『高岡国道維持出張所』『能越国道維持出張所』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

- ⑬ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

- ⑭ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができ、取組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取組みを実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

(15) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、維持・補修費

（宿泊費、借上費、維持・補修費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するのを除く。）における令和5・6年度一般競争参加資格者で「通信設備工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 建設業の許可を受けた者で、北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。）※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に「電気通信工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていること。
- (6) 平成21年度以降に元請として完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するのを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

  - 1) 交通遮断設備又は情報表示設備（道路情報表示設備又は河川情報表示設備）を設置した工事。
- (7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (9) 本工事における交通遮断設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験等に関する体制を有すること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任又は建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）を配置できること。

また、配置予定の主任（監理）技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。

ただし、工場製作期間の技術者は、下記②の施工経験は必要としない。

なお、本工事における現場施工期間は、令和7年8月から令和8年2月を予定している。

また、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

① 次のいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。なお、実務経験の場合は、別記様式3Aを添付すること。

（ア） 下記のア)～オ)のいずれかの電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、電気通信工事に関する実務経験を有する者。

ア) 高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）、中等教育学校 5年以上

イ) 専修学校専門課程 5年以上

ウ) 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。） 3年以上

エ) 大学（旧大学令による大学を含む。） 3年以上

オ) 専修学校専門課程の場合で専門士若しくは高度専門士を称する場合 3年以上

（イ） 10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

（ウ） 国土交通大臣が（ア）又は（イ）と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した次の者。

ア) 1級、2級電気通信工事施工管理技士

イ) 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））

ウ) 電気通信主任技術者資格者証交付後、電気通信工事について5年以上の実務経験を有する者。

エ) 工事担任者資格者証（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）交付後、電気通信工事について3年以上の実務経験を有する者。

オ) 工事担任者資格者証（総合通信）交付後、電気通信工事について3年以上の実務経験を有する者。

② 平成21年度以降に、元請として完成した上記(6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記(6)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関する除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
  - 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
  - 3) 「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
  - 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」
- ⑥ 上記①の資格及び②の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。
- (a) 上記②の要件を満たす者。
  - (b) 令和元年度以降に、国土交通省の北陸を含む8地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること。（配置予定の主任（監理）技術者の代要件。）ただし、契約工期（技術者の配置が必要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の1/2以上に従事していること。  
また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。
- ⑦ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は1)～5)の要件を全て満たさなければならぬ。
- 1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - 2) 監理技術者補佐は、下記のいずれかの資格を有する者であること。
    - ア) 主任技術者の要件を有する者のうち、1級電気通信工事施工管理技士補の資格を有する者
    - イ) 1級電気通信工事施工管理技士
    - ウ) 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））
    - エ) 学歴や実務経験により監理技術者の資格を有している者。
  - 3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - 4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。  
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を同一の工事とみなす。)
  - 5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事の範囲は、北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関することを除く。※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照：h

<https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html> の範囲内の工事でなければならない。

なお、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、前述の要件を満たすことを確認するため、別記様式 3-4 を提出すること。

- (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 上記 3.(1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社建設技術研究所

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (イ) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合。
- (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。
    - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役。
    - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役。
    - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員。（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事。
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者。
    - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
    - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記7.(1)①の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）
- (16) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は入札公告4(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。
- (17) 申請書及び資料の提出にあわせて、「見積り」を提出した者であること。

## 5. 総合評価に関する事項 has\_eval\_phrase

- (1) 評価項目
- 1) 施工体制 (a)品質確保の実効性 (b)施工体制確保の確実性
- 2) 企業の技術力 A. 企業の施工能力  
(a)同種工事の施工実績 (b)工事成績  
(c)優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰  
(d)生産性向上技術活用表彰  
(e)地域精通度（地理的条件）  
(f)地域貢献度及び災害対応貢献度（災害時等における活動実績）
- B. 配置予定技術者の施工能力  
(a)同種工事の施工経験（地理的条件含む）と立場  
(b)工事成績  
(c)優良建設技術者（工事）表彰又は優良工事表彰の従事技術者

(d) 継続教育（C P D 及びC P D S）の取組状況又は技術論文等の投稿状況

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点 100 点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

① 上記(1)の評価項目について、下記3)の表で定めるところにより施工体制評価点及び加算点を与える。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が下請負業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした費用項目毎の金額に、機器単体費については 81%、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費（含む機器間接費）については 80%、一般管理費等については 30% をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

② 配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任指導者（現場代理人との兼務は認めるが、監理技術者補佐との兼務は認めない。）を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任指導者の施工能力で評価する。

なお、専任指導者は上記 4. (10)①、②、③、④、⑤を有する者であること。

3) 評価基準と施工体制評価点及び加算点

(ア) 施工体制評価（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
施工体制 (施工体制評価点)	品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 : 15 点 工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 : 5 点 その他 : 0 点
	施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 : 15 点 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 : 5 点 その他 : 0 点

施工体制の評価 (施工体制評価点)	30点満点
----------------------	-------

(イ) 企業の技術力評価 (加算点①)

「より同種性の高い(企業)」

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	同種工事の施工実績	平成21年度以降に元請として完成した4.(6)の施工実績。	より同種性が高い施工実績(S) 遠方から制御可能な交通遮断設備を設置した工事の場合。 : 4点
			同種性が高い施工実績(A) 交通遮断設備を設置した工事の場合。 : 2点
			同種性が認められる施工実績(B) 情報表示設備(道路情報表示設備又は河川情報表示設備)を設置した工事の場合。 : 0点
工事成績		北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するのを除く。)における令和2年度～令和5年度の工事種別で通信設備工事の工事成績評定点の合計の平均点。(小数第1位四捨五入)	80点以上 : 5点 78点以上80点未満 : 4点 76点以上78点未満 : 3点 74点以上76点未満 : 2点 72点以上74点未満 : 1点 65点以上72点未満又は北陸地方整備局の成績なし : 0点 65点未満 : -5点
優良工事表彰及び安全管理 優良受注者表彰		北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するのを除く。)における令和5年度、6年度(表彰年度)の優良工事表彰の有無。	優良工事表彰の局長表彰有り : 3点 優良工事表彰の事務所長表彰有り : 1点
※優良工事表彰と安全管理 優良受注者表彰の加点対象はそれぞれ1件とし、合わせて最大4点の加点とする。  ※優良工事表		及び北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するのを除く。)における令和5年度、6年度(表彰年度)の安全管理優良受注者表彰の有無。	安全管理優良受注者表彰有り : 1点 表彰無し : 0点

	彰の局長表彰と事務所長表彰は重複評価しない。		(※最大 4 点)
	生産性向上技術活用表彰	・ 北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するのを除く。）における令和6年度（表彰年度）の生産性向上技術活用表彰の有無。	生産性向上技術活用表彰有り : 2 点 表彰無し : 0 点
	地域精通度 (地理的条件)	北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。 ※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照： <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html</a> ）における、建設業許可及び経営事項審査上の本店所在の有無。	本店所在地が北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。）に有り : 1 点 本店所在地が北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。）に無し : 0 点
	地域貢献度及び災害対応貢献度 (災害時等における活動実績)  ※ 地域貢献度及び災害対応貢献度に関し、複数の活動実績の申請があつても、それぞれにおいて1つのみ、最も配点の高い点を加算することとし、地域貢献度及び災害対応貢献度の合計最大3点の加点とする。	[地域貢献度]  北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。 ※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照： <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html</a> ）における、 <u>令和4年度、5年度</u> の災害時等における緊急復旧工事等（除雪支援作業は除く）又は除雪作業（経常的な契約による作業に限る）の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）の有無。  又は北陸地方整備局（事務所含む）と災害時等における緊急対応を明記した契約又は協定の直接締結の有無。	北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。）において、北陸地方整備局（事務所含む）の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等（除雪支援作業は除く）又は除雪作業（経常的な契約による作業に限る）の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）有り : 3 点 北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するのを除く。）において、他機関（国（北陸地方整備局以外）、県、市町村及び高速道路（株））の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等（除雪支援作業は除く）又は除雪作業（経常的な契約による作業に限る）の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）有り : 2 点 北陸地方整備局（事務所含む）と契約又は協定の直接締結のみ有り : 1 点 契約又は協定の直接締結無し : 0 点 (※地域貢献度+災害対応貢献度 : 最大 3 点)

		<p>[災害対応貢献度]</p> <p>北陸地方整備局管外（港湾空港関係事務に関することを含む。）において、 ※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照：<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html</a>）における、<u>令和4年度、5年度</u>の北陸地方整備局（事務所含む）の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）有り 北陸地方整備局（事務所含む）との契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）の有無。</p> <p>北陸地方整備局（事務所含む）との契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）無し</p> <p>(※地域貢献度+災害対応貢献度 ：最大3点)</p>	<p>北陸地方整備局管外（港湾空港関係事務に関することを含む。）において、 ※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照：<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html</a>）における、<u>令和4年度、5年度</u>の北陸地方整備局（事務所含む）の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）有り 北陸地方整備局（事務所含む）との契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）の有無。</p> <p>活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る）無し</p> <p>(※地域貢献度+災害対応貢献度 ：最大3点)</p>
<b>「同種工事（技術者）」</b>		<p>配置予定技術者の施工能力</p> <p>(複数の候補技術者の経験が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。 また、工場製作期間と現場施工期間において技術者を同一としない場合は、現場施工期間の技術者を評価する。 ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。)</p>	<p>同種工事の施工経験（地理的条件含む）と立場</p> <p>平成21年度以降に元請として完成した4.(10)②の施工経験。 ※ただし、配置する技術者が平成21年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を平成21年度より前に加えることができる。</p> <p><b>「同種性の高い（技術者）」</b></p>
<b>「同種性が認められる（技術者）」</b>			<p>より同種性が高い施工経験（S）</p> <p>遠方から制御可能な交通遮断設備を設置した工事の場合。 : 5点</p> <p>同種性が高い施工経験（A）</p> <p>交通遮断設備を設置した工事の場合。 : 3点</p> <p>同種性が認められる施工経験（B）</p> <p>情報表示設備（道路情報表示設備又は河川情報表示設備）を設置した工事の場合。 : 0点</p>
			<p>主任（監理）技術者 : 2点</p> <p>現場代理人又は監理技術者補佐 : 1点</p> <p>担当技術者 : 0点</p>
		<p>上記、施工経験の工事における地域精通度。</p>	<p>上記、施工経験の工事が北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関することを除く。※管内の定義は、北陸地方整備局ホームページを参照：<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html</a>）の場合 : 1点</p> <p>北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関することを除く。）での施工経験なし : 0点</p> <p>※施工経験とした工事の一部が北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関することを除く。）にかかっていれば良い。</p>
	工事成績	北陸地方整備局発注工事（港湾	82点以上 : 8点

	<p>空港関係事務に関するることを除く。)における<u>平成30年度～令和5年度</u>に元請の配置技術者として完成した工事種別で通信設備工事の工事成績評定点。</p> <p>※ただし、配置する技術者が<u>平成30年度～令和5年度</u>に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を<u>平成30年度</u>より前に加えることができる。</p>	<p>81点以上82点未満 : 7点</p> <p>80点以上81点未満 : 6点</p> <p>79点以上80点未満 : 5点</p> <p>78点以上79点未満 : 4点</p> <p>77点以上78点未満 : 3点</p> <p>75点以上77点未満 : 2点</p> <p>70点以上75点未満 : 1点</p> <p>70点未満又は北陸地方整備局の成績なし : 0点</p>	
	<p>優良建設技術者(工事)表彰又は優良工事表彰の従事技術者</p> <p>※最も配点の高い表彰を1つのみ評価し、重複評価しない。(最大3点の加点となる)</p>	<p>北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するることを除く。)における<u>令和3年度～令和6年度</u>(表彰年度)の優良建設技術者(工事)表彰の有無。</p> <p>※配置する技術者が<u>令和3年度～令和6年度</u>に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を<u>令和3年度</u>より前に加えることができる。</p> <p>又は<u>令和5年度、6年度</u>(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者若しくは主任技術者の有無。</p> <p>※ただし、配置する技術者が<u>令和5年度、6年度</u>に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を<u>令和5年度</u>より前に加えることができる。</p>	<p>優良建設技術者(工事)表彰又は優良工事表彰の監理技術者若しくは主任技術者</p> <p>局長表彰有り : 3点</p> <p>事務所長表彰有り : 1点</p> <p>表彰無し : 0点</p> <p>(※最大3点)</p>
	<p>継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況又は技術論文等の投稿状況</p>	<p><u>令和5年度</u>中の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合に評価する。</p> <p>又は、<u>令和5年度</u>において投稿された技術論文等の有無。ただし、配置予定技術者本人が執筆した論文等(複数名での連名論文等の場合は筆頭投稿者のみ対象)で、技術雑誌等で公開されたものとする。</p> <p>※配置する技術者が<u>令和5年度</u></p>	<p><u>令和5年度</u>中に単位取得値1.0以上有り、又は技術論文等の投稿有り : 1点</p> <p>※技術論文等の評価対象論文等は以下の通りとする。  「北陸の建設技術」技術レポート  「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文  「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文</p> <p>単位取得値1.0未満、技術論文等の投稿無し : 0点</p>

		に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を令和5年度より前に加えることができる。
企業の技術力評価 (加算点①)		39点満点

#### 4) 評価値

価格及び上記3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)及び3)により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点(①)の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。また、加算点(①)の合計が0点を下回った場合は、加算点(①)を0点として評価値を算出する。

【参考】 標準点 + 施工体制評価点 + 加算点 = 100点 + 施工体制評価点 + 加算点(①)  
 評価値 = (標準点 + 施工体制評価点 + 加算点(①)) / 入札価格  
 基準評価値 = 100点 / 予定価格

#### (3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

① 日 時： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」(1)のとおり。

② 場 所： 〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
 北陸地方整備局 富山河川国道事務所  
 電話 076-443-4704(経理課直通)

③ 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。（別紙1「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」を参照のこと。）

追加資料を提出すべき旨の入札参加者への連絡及び提出期限については、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」(2)及び(3)のとおり。

提出を求ることとなる追加資料は、別紙1「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」の2のとおり。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ その他： 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者は、配置予定技術者（複数名で申請した場合は最低1名）を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、3名以内とする。追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

審査方法の概要は、別紙1「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」の3のとおり。

#### (4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
  - (ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
  - (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

#### 6. 担当部局

〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課 契約係  
電話 076-443-4704（経理課直通）  
電子メール toyama-koujikeiyaku@hrr.mlit.go.jp

#### 7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4.(1)及び(3)から(17)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4.(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 電子入札システム及び郵送、託送又は電子メールでの提出は、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」(4)及び(5)のとおり。
- ② 提出場所： 上記6.に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにて提出期間内必着で1部提出すること。

提出にあたり、申請書の押印を省略することができるが、その際、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先のないものは無効とすることがある。

紙入札方式で、電子メールにより申請書及び資料を提出する場合は、電子データが原本となるので、押印は不要とし、必ず「本件責任者及び担当者」の氏名及

び連絡先を記載すること。添付するファイル容量は10MB以下とし、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い必要なものを作成すること。

下記1)①の同種の工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験と立場について、平成21年度以降で申請書及び資料の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ただし、専任指導者を配置することにより、主任（監理）技術者の施工経験を上記4.(10)⑥(a)で競争参加資格申請を行う場合は平成21年度以降、主任（監理）技術者の施工経験を上記4.(10)⑥(b)で競争参加資格申請を行う場合は令和元年度以降で申請書及び資料の提出期限日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種の工事の施工実績等」（別記様式2-1）に記載する工事、「主任（監理）技術者の資格・工事経験」（別記様式3-1-1）及び「専任指導者の資格・工事経験」（別記様式3-1-2）の「工事の経験の概要」に記載する工事が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関する除く。）所掌の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### 1) 企業の施工能力

##### ① 同種工事の施工実績

- ・上記4.(6)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。また、上記5.(2)(3)(イ)の「同種工事の施工実績」が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種の工事の施工実績の件数は1件とする。
- ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事の場合は、認定証の写し及び工事内容について確認できる資料を添付すること。認定証が未達の場合は、国土交通省が送付した認定対象通知文書の写しをもって認定証に代えることができる。

##### ② 工事成績

- ・JV時及び単体時の工事成績を対象として評価する。
- ・JVの場合は、構成員個々の単体時の実績及び過去にJVを組んでいる場合は、その実績の工事成績評定点を評価する。また、単体の場合は、単体時の実績及び過去にJVを組んでいる場合は、その実績の工事成績評定点を評価する。

##### ③ 優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰、生産性向上技術活用表彰

北陸地方整備局より、以下の認定又は表彰を受賞している場合は評価する。ただし、表彰又は認定を受けた翌日から申請書の提出期限までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。

- ・令和5年度、6年度に優良工事表彰を受賞している場合（※1、※2）
  - ・令和5年度、6年度に安全管理優良受注者表彰を受賞している場合（※1、※2）
  - ・令和6年度に生産性向上技術活用表彰を受賞している場合（※1、※2）
- （※1） JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有している場合は評価する。
- （※2） 過去にJVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。

##### ④ 地域貢献度及び災害対応貢献度

地域貢献度及び災害対応貢献度（災害時等における活動実績）は以下のとおり評価する。

- ・令和4年度、5年度の災害時等における活動実績は、実績の有無に関わらず、北陸地方整備局（事務所含む。）と災害時等における緊急対応を明記した契約又は協定を直接締結していれば、その契約図書又は協定書の写しを添付すること。ただし、維持工事や維持作業等は活動実績が無い場合は評価の対象としない。また、活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る。）がある場合は、その活動実績を証明するもの（契約書、作業日報等）の写しを添付すること。他機関（国（北陸地方整備局以外）、県、市町村及び高速道路（株））の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事等又は除雪作業（経常的な契約による作業に限る。）の活動実績（評価対象期間中に完成・終了したものに限る。）を有する場合は、契約図書又は協定書の写しとその活動実績を証明するもの（契約書、作業日報等）の写しを添付すること。
- ・緊急復旧工事等とは企業の技術力・建設機械等を活用した工事等であり、「緊急パトロール」、「緊急点検」、「災害対策用機械又は電気通信機器の災害現場での運営管理」、「災害対策用機械又は電気通信機器の資機材運搬」、「維持工事や維持作業等での災害対応」、「除雪支援作業」を指す。ただし、維持工事や維持作業等の当初特記仕様書で明記されたものは除く。
- ・除雪作業（除雪支援作業含む。）は、道路除雪のみを認める。道路除雪とは、一般交通の用に供される道路（一般国道、県道、市町村道及び高速自動車国道）の道路上の作業とする。
- ・緊急復旧工事等又は除雪作業（経常的な契約による作業に限る。）の活動実績は、資機材貸与、交通誘導のみは認めない。
- ・高速道路（株）（高速道路（株）の子会社との契約によるものも含む。）の除雪作業（経常的な契約による作業に限る。）の活動実績は、除雪区間延長が10km以上で、かつ夜間常駐体制を組んで活動している除雪作業実績があれば評価の対象とする。なお、これらの要件を満たしていることを証明するもの（契約書等）の写しを添付すること。
- ・JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が契約や協定に基づく実績を有していれば評価する。また、「地域貢献度」については、契約又は協定の直接締結を有していれば評価する。
- ・過去にJVでの契約に基づく実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。また、「地域貢献度」については、契約の直接締結を有していれば評価する。

## 2) 配置予定技術者の施工能力等

### ① 同種工事の施工経験（地理的条件含む）と立場

- ・上記4.(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3-1-1に記載すること。工事の経験及び立場の提出は1件とする。

なお、配置予定技術者を工場製作期間と現場施工期間において同一としない場合は、別記様式3-1-1(1)、別記様式3-1-1(2)に記載すること。

- ・工事経験及び立場ともに、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間（30日）と後片付け期間（20日）及び工事の全部中止等を除いた期間」以上となる工事を評価対象とする。（JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）なお、従事期間が上記期間より短い場合であっても、上記4.(10)②に掲げる要件を満たす工種の施工期間以上に従事していることを証明する資料（施工計画書等）を添付することにより、評価対象とする。（図1参照）

ただし、製品や部材等を工場製作し現場に設置する工事は、工場製作を除いた期間とし

てよい。



(図 1)

評価を受けようとする工事が、余裕期間制度を活用した工事の場合は、契約書に記載された「実工期」を図1の工期として取り扱うものとし、契約書の写し（工期の記載があり、発注者・受注者双方の押印のあるページの写しのみで良い。）を添付すること。

- 施工経験とした工事の従事期間内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。（兼務※は除く）また、技術者の従事するべき期間の途中から従事した場合及び途中から離任した場合は評価しない。  
※兼務とは、同一工事において、同一人物が監理技術者と現場代理人等、複数の役職を兼ねていることを言う。
- 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験の対象としており、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の場合は認定証の写し及び工事内容について確認できる資料を添付すること。認定証が未達の場合は、国土交通省が送付した認定対象通知文書の写しをもって認定証に代えることができる。
- 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）を添付すること。
- 1級電気通信工事施工管理技士等の資格を証明する写しは、合格証明書が発行されるまでの期間については、合格通知書の写しで足りるものとする。ただし、当該資料の提出日が合格通知書の通知日から180日を超える場合は、これを認めない。
- 専任指導者（現場代理人との兼務は認めるが、監理技術者補佐との兼務は認めない。）を配置することで、主任（監理）技術者の評価に代えて専任指導者の同種工事の施工経験と立場の評価を受ける場合は、主任（監理）技術者は上記4.(10)⑥(a)又は(b)の施工経験で競争参加資格申請を行い、別記様式3-1-1の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。
- 専任指導者を配置する場合は、別記様式3-1-2も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は1件とする。

なお、主任（監理）技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任指導者については1名の申請とする。

## ② 工事成績

- 上記5.(2)3.(イ)の配置予定技術者の施工能力の「工事成績の評価」において、主任（監理）技術者の評価を受ける場合には、「主任（監理）技術者における工事種別で通信設備工事の工事成績」（別記様式3-2-1）を提出すること。

また、専任指導者を配置することで主任（監理）技術者の評価に代えて専任指導者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任指導者における工事種別で通信設備工事の工事成績」（別記様式3-2-2）を提出すること。

なお、記入した工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。また、工事の成績が

無い場合は提出の必要はない。

- ・配置予定技術者の工事成績の評価において一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下: C O R I N S という。)に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間(指示書等を添付のこと。)を除いた期間」以上となる工事を対象(JV時及び単体時の工事成績も含む。)として該当する工事1件について記載する。なお、従事期間が上記期間より短い場合であっても、契約工期の1／2以上に従事し、かつ上記4.(10)②に掲げる要件を満たす工種の施工期間以上に従事していることを証明する資料(施工計画書等)を添付することにより、評価対象とする。(図1参照)
- ・申請した工事が工事種別と異なる場合には上記5.(2)3.(イ)の評価の対象としない。
- ・評価を受けようとする工事が、余裕工期制度を活用した工事の場合は、契約書に記載された「実工期」を図1の工期として取り扱う。評価を受けようとする工事が、任意着手制度を活用した工事の場合は、契約書に記載された「工期」を図1の工期として取扱う。

ただし、製品や部材等を工場製作し現場に設置する工事は、工場製作を除いた期間としてよい。

③ 優良建設技術者(工事)表彰又は優良工事表彰の従事技術者

- ・上記5.(2)3.(イ)の配置予定技術者の「優良建設技術者(工事)表彰又は優良工事表彰の従事技術者」の評価における優良技術者(工事)表彰については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された表彰の受賞も対象としており、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣表彰については局長表彰と同等とし、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞については事務所長表彰と同等として評価する。海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。表彰状が未達の場合は、国土交通省が送付した表彰対象通知文書の写しをもって表彰状に代えることができる。

④ 継続教育の取組状況又は技術論文等の投稿状況

- ・上記5.(2)3.(イ)の配置予定技術者の施工能力の継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況又は技術論文等の投稿状況の評価において、主任(監理)技術者の評価(専任指導者を配置する場合は、専任指導者の評価。)を受ける場合には、「継続教育・技術論文等総括表」(別記様式3-3)を提出すること。

【継続教育の取組み状況について】

- ・登録認定団体が発行する履修記録登録証明書の写しを添付すること。
- ・推奨単位の無い登録認定団体は、当面の間、評価の対象としない。

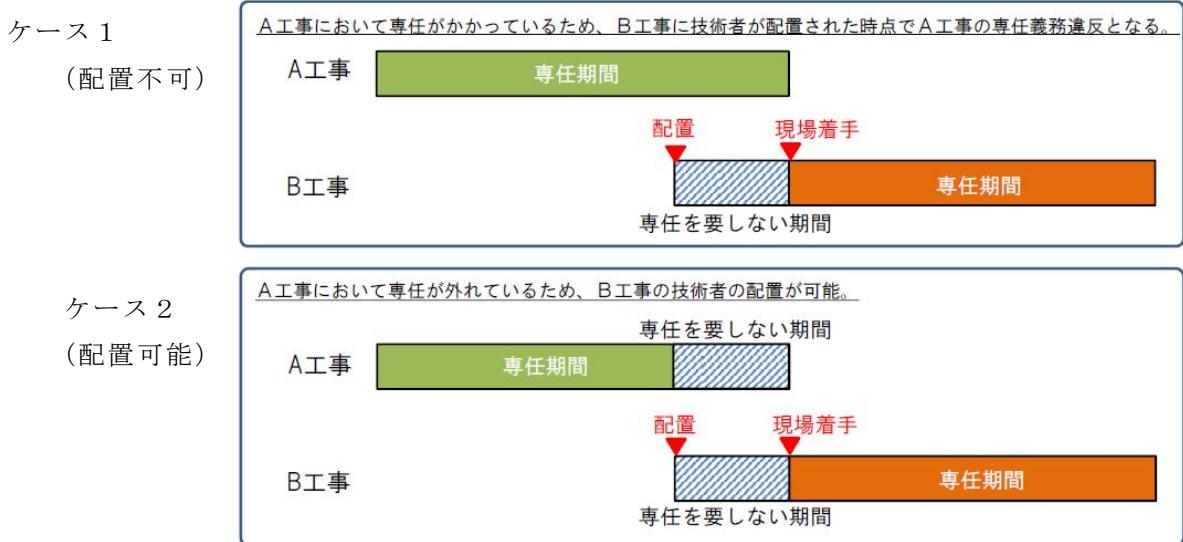
【技術論文等の投稿状況について】

- ・別記様式3-3に記載した論文の写しも添付すること。

3) その他

- ・配置予定技術者について、専任特例2号の場合の監理技術者として他工事と兼務を予定している場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」(別記様式3-4)を提出すること。
- ・『本工事の技術者配置期間(契約工期。なお、余裕期間制度を活用した工事においては、工事の始期をもって契約工期の始期とみなし、契約締結日から工事の始期までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。)』と『施工中の他の工事の専任期間』が重複して

いないこと。(図2参照)



(図2)

- 同一の技術者（専任指導者を含む。）を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札（専任特例2号の場合の監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札（専任特例2号の場合の監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 2)配置予定技術者の施工能力等に係る資料について、主任（監理）技術者は複数の候補者を申請できるが、複数の主任（監理）技術者候補が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価（同種工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育・技術論文）が最低の者を評価する。

また、配置予定技術者を工場製作期間と現場施工期間において同一としない場合は、現場施工期間の技術者を評価する。

ただし、専任指導者を配置する場合は、専任指導者の能力で評価する。（上記5.(2)3)(イ)の評価について複数の専任指導者の経験が提出された場合は、専任指導者としての配置は認めない。）

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任指導者を配置されない場合は、工事成績評定点から5点を限度に減点することがある。

- 配置する技術者が、各評価項目の期間内に産前産後休暇及び育児休暇を取得し、その期間に相当する日数を評価期間より前に加える場合は、休暇を証明できる資料を添付すること。
- 上記1)及び2)で記載した工事が、C O R I N S 登録されていない場合においては、契約書

等の写し、同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料及び数量総括表・図面等を添付すること。当該工事がC O R I N Sに登録されている場合は、C O R I N S・契約書等の写しを提出する必要はない。

#### 4) 設計製作体制

本工事における交通遮断設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験等に関する体制を別記様式5に記載すること。

#### (4) 競争参加資格の取扱い

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにて通知する。通知日は、巻末資料1「本入札手続に係る期間等」(6)のとおり。(ただし、書面又は電子メールにより申請した場合は、書面にて通知する。)

#### (5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先  
上記6.に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。
  - ア) 配布(ダウンロード)された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下によること。
    - Microsoft Office Word(バージョン16.0形式以下のもの)
    - Microsoft Office Excel(バージョン16.0形式以下のもの)
    - Just System一太郎(一太郎Pro5形式以下のもの)
    - PDFファイル
  - イ) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出(圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。)として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、LZH形式又はZIP形式とする。  
なお、提出するファイル容量は10MB以内(圧縮ファイルを活用した場合も同様)とし、やむを得ず申請書及び資料が10MBを超える場合は目録のみ送信し、別途DVDやCD-Rを郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。郵送又は託送による提出期限は、巻末資料1「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。

### 8. 見積活用型積算方式に関する事項

- (1) 本競争の参加希望者は、申請書及び資料の提出と併せ次に従い見積りを提出するものとする。  
なお、見積りに虚偽の記載をした者は入札を無効とする。
  - ① 見積り条件： 見積条件は、別添「積算に反映させる見積の依頼書」のとおりとする。
  - ② 提出様式： 見積りの様式は、別記様式6より作成すること。
  - ③ 提出期間： 巷末資料1「本入札手続に係る期間等」(4)及び(5)のとおり。
  - ④ 提出場所： 上記6.に同じ。
  - ⑤ 提出方法： 見積りの提出は、申請書及び資料の提出に合わせて電子入札システムにより行

う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにて提出期間内必着で1部提出すること。郵送、託送又は電子メールにより提出する場合は、見積りの押印を省略することができるが、その際、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

- (2) 見積り内容のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して見積りの根拠資料等の提出を求める場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合は、申請書の提出者別にヒアリング日時について追って連絡する。ヒアリングへの出席者は見積り内容の説明が可能な者を合わせて3名以内とする。ヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
- (3) 見積りの結果は、見積り参考資料として次に従い本工事の競争参加資格があると認められた者に提示する。
- ① 提示期間： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（6）までに提示する。
  - ② 提示方法： 電子入札システムにより提示する。見積りを郵送、託送又は電子メールにより提出した者に対しては電子メールにより提示する。

## 9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（7）のとおり。
  - ② 提出場所： 上記6.に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、書面は持参することにより提出することもできるが、郵送、託送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。回答期限は、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（8）のとおり。

## 10. 入札説明書等に対する質問（見積りに関する質問を含む）

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期間： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（9）及び（10）のとおり。
  - ② 提出場所： 上記6.に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合、書面を持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出することができる。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより交付する。紙入札方式による者に対しては電子メールにより交付する。
- ① 期 間： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（11）のとおり。

## 11. 資料に対する質問

- (1) 資料に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（12）のとおり。
  - ② 提出場所： 上記6.に同じ。
  - ③ 提出方法： 書面を持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）  
又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。  
紙入札方式による者に対しては電子メールにより交付する。
- ① 期 間： 卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（13）のとおり。

## 12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。
  - ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（14）のとおり。
  - ② 紙による持参の場合の締め切りは、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（15）のとおり。
- 開札の日時は、卷末資料1「本入札手続に係る期間等」（16）のとおり。
- (2) 場 所： 〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 2階 入札室（ただし、持参による入札書の提出場所は、北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課 契約係。）
- (3) その他： 紙入札による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。  
電子入札の場合は、当該通知書の持参は不要。

## 13. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送、電子メール又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行富山代理店（北陸銀行本店））ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北陸地方整備局富山河川国道事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。  
契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低

入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3以上とする。

なお、本工事は、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約に係る保証書又は証券について、電磁的記録として発行されたものの取扱いが可能な工事である。この場合には、当該電磁的記録として発行された保証書又は証券を閲覧するために金融機関等又は保険会社等から交付される契約情報及び認証情報を提供すること。

## 15. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は別記様式5-1を参照すること。（ただし、発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、押印又は押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）なお、電子入札システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。
- (3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記(1)に違反して行われず、別冊北陸地方整備局競争入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。
- (4) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）又は押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は分任支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、北陸地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている又は押印を省略した場合で「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載及び記名がないものの場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合

4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

## 16. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。紙による入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなつた場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

## 17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊北陸地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

## 18. 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記5. (4)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙1「II 予算決算及び会計令第86条の調査について」のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

## 19. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任技術者、監理技術者、専任指導者及び専任特例2号の場合の監理技術者等の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4. (10)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国土交通省不動産・建設経済局建設業課）」によらなければならない。

また、専任指導者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国土交通省不動産・建設経済局建設業課）」によるものとする。

## 20. 契約書作成の要否等

- (1) 別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- ① 別冊契約書案の第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- ② 上記①の申し出があった場合、分任支出負担行為担当官は当該落札者が契約の内容を確實に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- ③ 当該落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- ④ 上記②の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、契約書から第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

- (2) 紙契約方式の場合は、記名押印の上、2通を分任支出負担行為担当官に提出すること。

## 21. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有り

前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）の請求を行う場合には、原則、電磁的記録として発行された保証証書を取り扱うこととし、別冊契約書案第35条第2項に基づき、当該保証証書を閲覧するために保証事業会社から交付される保証契約番号及び認証情報を提供することを求めるものである。

- (2) 中間前金払及び部分払 中間前金払 有り 又は 部分払 1回

- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

## 22. 火災保険付保の要否 否。

## 23. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

## 24. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子入札システムにより、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は書面又は電子メールにより提出することができる。電子メールによる場合は、必

ず着信確認を行うこと。

- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、書面又は電子メールにより提出された者に対しては、書面により回答する。

## 25. 再苦情申立て

上記9.(2)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は上記24.(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、北陸地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

北陸地方整備局 主任監査官

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

電話 025-280-8880（代表）

- ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ③ 再苦情申立書の様式の入手先は、上記6.に同じ。

## 26. 関連情報を入手するための照会窓口 上記6.に同じ。

## 27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、別冊北陸地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、北陸地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、上記7.(3)2)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。

なお、主任（監理）技術者（専任指導者を含む。）の途中交代にあっては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国土交通省不動産・建設経済局建設業課）」の二一二(4)に記載の真にやむを得ない場合に、「妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業」を含むものとする。

- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合、落札者は、契約締結までに配置予定

の監理技術者補佐に関する資料を提出すること。また、当該資料に記載した配置予定の監理技術者補佐を本工事の現場に配置すること。落札決定後、監理技術者補佐の要件違反の事実が確認された場合は、落札決定の取り消しや指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。契約締結後には、以下の1)～3)の事項について確認できる書類を提出すること。

- 1) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- 2) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- 3) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

なお、監理技術者補佐の途中交代にあっては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年1

2月13日国土交通省不動産・建設経済局建設業課)」の二一二(4)によるものとし、真にやむを得ない場合には、「妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業」を含むものとする。

- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、9時0分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「トップページ」で公開する。

国土交通省電子入札システムホームページアドレス <https://www.e-bisc.go.jp/>

- (8) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。

「電子入札準備手順書」は国土交通省電子入札システムホームページでも公開している。

- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3798-9476

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ICカードの不具合等発生時

ICカードの不具合等発生時は、各民間認証局（コアシステム対応認証局）に直接問い合わせるものとする。

コアシステム対応認証局は、国土交通省電子入札システムホームページ（新システム対応電子認証局）でも公開している。

- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送又は託送が混雜する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (12) 障害発生時及び電子契約システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子契約システムヘルプデスク 電話 050-3816-8300  
電子契約システムホームページ <https://www.gecs.mlit.go.jp/>
- (13) 落札となるべき入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。
- (14) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、主任技術者、監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者補佐とは別に主任技術者、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。  
また、専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。  
なお、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者は、その氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。
- (15) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関する限りを除く。）が発注する工事の入札参加を認めない。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）
- (16) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。
- (17) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- 落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、総括監督員（富山河川国道事務所長）に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認する場合は、提出を要しない。
- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し。
  - ② ISO9001の審査に係る次の書類。
    - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。
    - ロ イの審査に係る合否判定結果の写し。
  - ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類。
  - ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類。
  - ⑤ 申請日の前年度及び前々年度に地方整備局（港湾空港関係事務に関する限りを除く。）の所掌する工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し。
  - ⑥ 上記⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局（港湾空港関係事務に関する限りを除く。）の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し。
- 総括監督員（富山河川国道事務所長）は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日

から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員（富山河川国道事務所長）は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- (18) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (19) 「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」は「北陸地方整備局」のホームページに掲載されている。

【ホームページアドレス】 <http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html#henkouguide>

以上

## 巻末資料1 本入札手続きに係る期間等

工事名:令和6年度富山河川国道事務所交通遮断設備設置工事

No.	項目	期間等
(1)	5. (3)① ヒアリング(施工体制の審査)実施	令和7年3月7日(金)から 令和7年3月21日(金)まで
(2)	5. (3)③ 追加資料提出の通知	令和7年3月7日(金)17時00分まで
(3)	5. (3)③ 追加資料の提出期限	令和7年3月12日(水)17時00分まで
(4)	7. (1)①、8. (1)③ 競争参加資格確認申請書及び見積り提出 (電子入札システムによる場合)	令和7年1月31日(金)の9時00分から17時00分まで 及び 令和7年2月3日(月)の9時00分から12時00分まで
(5)	7. (1)①、7. (5)⑥、8. (1)③ 競争参加資格確認申請書、及び見積り提出 (郵送、託送又は電子メールによる場合)	令和7年1月31日(金)の9時00分から17時00分まで 及び 令和7年2月3日(月)の9時00分から12時00分まで
(6)	7. (4)、8. (3)① 競争参加資格の通知及び見積り結果提示	令和7年2月14日(金)まで
(7)	8. (1)① 参加資格に関する理由説明請求提出	令和7年2月21日(金)17時00分まで
(8)	8. (2) 参加資格に関する理由説明	令和7年3月3日(月)まで
(9)	9. (1)① 入札説明書等に対する質問提出 (電子入札システムによる場合)	令和7年1月23日(木)から 令和7年2月17日(月)の9時00分から17時00分まで
(10)	9. (1)① 入札説明書等に対する質問提出 (持参、郵送、託送又は電子メールによる場合)	令和7年1月23日(木)から 令和7年2月17日(月)の9時00分から17時00分まで
(11)	9. (2)① 入札説明書等に対する質問の回答書交付 (電子入札システム又は電子メール)	令和7年2月25日(火)から 令和7年2月27日(木)の毎日、9時00分から17時00分まで
(12)	10. (1)① 資料に対する質問提出 (持参、郵送、託送又は電子メールによる場合)	令和7年1月23日(木)から 令和7年1月27日(月)の9時00分から17時00分まで
(13)	10. (2)① 資料に対する質問の回答書交付 (電子入札システム又は電子メール)	令和7年1月29日(水)から 令和7年2月3日(月)の毎日、9時00分から17時00分まで
(14)	11. (1) 入札書提出(電子入札システムによる入札の締め切り)	令和7年2月28日(金)13時00分
(15)	11. (1) 入札書提出(紙による持参の場合の入札の締め切り)	令和7年2月28日(金)13時00分
(16)	11. (1) 開札の日時	令和7年3月6日(木)11時15分

注意:上記期間についてはすべて土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。